

かとう知っとこ情報 (第69版)

発行日：令和2年2月20日
発行：加東市商工会

ホームページ・フェイスブックでも情報発信中！

加東市商工会



2020年4月1日施行

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

～正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます～

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法(※)や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※ パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。
法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

消費税の確定申告には 区分経理が必要です！

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に上げられると同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。それに伴い消費税確定申告書を作成するためには、売上げや仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

※詳しくは、「消費税の軽減税率制度について(特設サイト)」をご覧ください。⇒ [政府広報オンライン](#)

令和元年分 特集
確定申告

所得税および復興特別所得税・贈与税
3月16日(月)までに申告・納税

個人事業主の消費税および地方消費税
3月31日(火)までに申告・納税

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

国税庁からのお知らせ



▶ スマートフォンでの申告が更に便利に!

▶ 消費税確定申告書の作成には区分経理が必要です

▶ Windows 7のサポートの終了について

確定申告に関する情報を見る

確定申告情報

ふるさと納税を
された方へ

動画で見る
確定申告

個人の確定申告書等を作成する

画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。

[確定申告書等の作成はこちら▶](#)

令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

令和2年3月から

外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となります。

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出（※）において、在留カード番号の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なりますので、ご注意ください。

※ 労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ハローワーク西脇 TEL 0795-22-3181

マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードを申請してマイキーIDを設定すると2020年7月からマイナポイントの申込ができます。（キャッシュレス決済でチャージ等することでポイントが付与されます）

加東市役所では、マイナンバーカードの交付・申請の休日窓口を開設しています。

場所：加東市役所1階市民課
日程：第4日曜日 8:30~12:00
令和2年2月23日（日）
令和2年3月22日（日）

申請手続きに必要なもの等の詳細は、加東市役所ホームページでご確認ください。

〈問合せ先〉市民協働部 市民課 tel 0795-43-0390

加東市商工会からお知らせ

加東市商工会では、新規会員を募集しています。

お知り合いの方で、まだ加東市商工会に加入されていない事業所をご紹介ください。

【加入条件】

原則、加東市内に事業所又は自宅を有している事業所

【主な事業】

事業計画作成支援、各種補助金申請支援、専門家派遣（年間3回まで無料）セミナー（人材育成、事業承継）、労働保険の事務委託、事業所健診など

〈問合せ〉 加東市商工会
TEL 0795-42-0253

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け
- 2 貸付条件は
無担保・無保証人
- 3 掛金は税法上
損金(法人)または必要経費(個人事業)に

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(償還期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続等についてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
経営セーフティ共済

